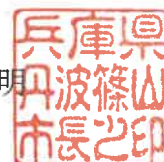




丹 篠 財 第 6 号
令 和 7 年 5 月 2 2 日

丹波篠山市議会議長 上 田 英 樹 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



放棄した債権の報告について

丹波篠山市債権管理条例第9条の規定に基づき、令和6年度に放棄した債権について、同条例第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

番号	債権の名称	放棄した債権の額	件数	放棄した事由	債権の所管部署名
1	水道料金	78,509 円	16 件 (5 人)	居所不明 4 号事由	上下水道部 経営企画課
2	ガス料金	2,857 円	1 件 (1 人)	居所不明 4 号事由	上下水道部 経営企画課
3	水道料金	1,990,073 円	32 件 (4 人)	破産 5 号事由	上下水道部 経営企画課
	計	2,071,439 円	49 件 (10 人)		

債権管理条例に基づく債権放棄案件報告書

(別紙様式)

4号事由 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	水道料金	78,509 円	上下水道部 経営企画課	16 件 (5 人)
経緯	居所調査の結果、債務者が居所不明であったこと、及び債務者が死亡し、その相続人について調査した結果、不存在であったため。 (平成 19 年度 7 月～8 月、令和 3 年度 2 月～3 月・11 月、令和 4 年度 5 月～8 月、令和 5 年度 12 月～1 月、令和 6 年度 4 月)			
2	ガス料金	2,857 円	上下水道部 経営企画課	1 件 (1 人)
経緯	債務者が死亡し、その相続人について調査した結果、行方不明であったため。 (平成 16 年度 4 月)			

5号事由 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	水道料金	1,990,073 円	上下水道部 経営企画課	32 件 (4 人)
経緯	破産により、債権が免責となったため。 (平成 23 年度 10 月～3 月、平成 24 年度 4 月～8 月・12 月～3 月、平成 25 年度 12 月～3 月、平成 26 年度 4 月、令和 3 年度 3 月・7 月～8 月、令和 4 年度 4 月～5 月・11 月～2 月、令和 6 年度 4 月)			